

議案第 21 号

世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 心身障害者福祉手当について手当の額を変更するとともに、手当の支給要件に係る障害又は疾病の程度について規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

世田谷区心身障害者福祉手当条例（昭和49年10月世田谷区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「7,500円」を「9,000円」に改め、同項第5号中「5,000円」を「10,000円」に改める。

別表1の項中「精神発達の遅滞の程度が、中度以上であると区長が認めた者」を「愛の手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「要綱」という。）に規定する愛の手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている知的障害の程度が要綱別表第1の1度から3度までに該当するもの」に改め、同表2の項中「精神発達の遅滞の程度が、軽度であると区長が認めた者」を「愛の手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている知的障害の程度が要綱別表第1の4度に該当するもの」に改め、同表3の項を次のように改める。

3	特　殊　疾　病	規則で定める疾病を有する者
---	---------	---------------

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第1項及び別表の規定は、令和8年4月以後の月分の世田谷区心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。